

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号

昭和四十年三月十八日(木曜日)
午後一時三十四分開会

委員の異動

二月十一日

辞任

田上 松衛君

補欠選任

基 政七君

三月十七日

辞任

基 政七君

補欠選任

田上 松衛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

白木義一郎君

後藤 義隆君

松本 賢一君

太田 正孝君

小柳 牧衛君

那 祐一君

斎藤 昇君

長谷川 仁君

吉江 勝保君

小酒井義男君

鈴木 壽君

横川 正市君

田上 松衛君

吉武 恵市君

自治大臣

吉武 恵市君

政府委員

自治省選挙局長

長野 士郎君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の会議に付した案件
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(白木義一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二日衆議院から送付され、本委員会に付託されました。本案につきましては、前回までに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○郡祐一君 この執行経費の基準については、政府もしばしば法律の改正をされており、また衆議院のほうの附帯決議にもあるようにございするけれども、改正案を出しておられるけれども、なおかつ、各選挙管理委員会などからは、実情に即さないという点の指摘がきておるのじゃないかと思えますが、地方の選挙管理委員会の実情などからの要望の点は、何か自治省のほうで聞いておられる点があるかと思えますが、それについて説明してもらいたいと思えます。

○政府委員(長野士郎君) 執行経費の法律につきましては、逐次改定をいたしてまいっておりますのでございしますが、地方団体側の意見といたしまして、実情に即しないといいますが、不十分であるというふうな意見があることは事実でございします。その一つは、この種の選挙の執行に際しまして、臨時に選挙事務に従事する職員を、応援要員をはかるわけでございしますが、そういう場合に勢い勤務時間を超過いたしまして、超過勤務手当等の支給が必要になってまいることが多いわけでございします。基準法におきましても、投票、開票そ

の他の事務につきまして、標準的な普通勤務時間の計算をいたしておりますけれども、それと実際の執行とが必ずしも一致しない場合がある。

もう一つは、地方団体によりまして、給与の水準と申しますか、額が異なる場所が多いのでございします。たとえば大都市等を中心としたしましては、地方財政計画に見られた給与の平均額というよりも、実際は、事実においては上回っておるというふうなことがございします。で、そういう職員に對しますところの超過勤務手当とか、そういう経費は勢い基準よりも上回ってくるというふうなことがございします。で、そういう点につきましては、予算で国の措置をいたします場合には、やはり財政計画上の給与単価というものを見込まざるを得ませんので、現実問題との間にギャップがくるということが実際問題として起こるわけでございします。

ただ、基準法におきましては、これは御承知のように経費の一応の基準を定めておるわけでございまして、何もこれで具体的な項目につきまして、すべてこれ以上の額を出しちゃいかぬというふうな運用はいたさないことにしております。したがって、やりくりをしますか、ある部分のところの経費を他の部分に充てるということも可能なようなたてまえをとっておりますので、現実問題としてはそういう面で相当カバーされる面があるわけでございしますが、一般的に申しますと、いま申し上げましたような給与関係の経費についてのギャップというものがございします。

それから施設費等につきまして申し上げますと、たとえば、この前の公職選挙法の改正に伴いまして、ポスターの公営掲示というものが相当多く行なわれることになりました。で、この公営掲示に要するいわゆる掲示場の経費というものが、地域によって多少値段に開きがあるとか、いろいろ

な問題が出てまいります。そういうところにも、もう少し十分に見てくれという意見は出てくるわけでございします。

その他、開票所とか投票所に従事する人員の数の基準というもう一応積算の基礎に入っております。そういうものの数が多いとか少ないとか、あるいは選挙公報等につきまして、いまは人をもって各戸に配付するようなたてまえをとっておりますが、これを郵送にさしてくれないうかなどという議論も出ております。しかし、そういう問題はただ経費の関係というだけでなく、確実に各戸に配付できるかどうかという問題も考えなければなりませんので、そういう点で、なお検討を要するものも残っております。あるいはまた立ち会い演説会等に従事する職員の数をもう少しふやすべきだというふうな議論もありまして、まあ多々あります。そういう要求が都会を中心としたしましてもあります。これは事実でございします。

○郡祐一君 あと一つだけ。いま執行経費のことを伺いましたのは、新聞紙上で知るだけけれども、何か開票の途中で不意なときに休憩をはさんでしまったところがあるとか、まあ一生懸命やっても選挙の執行というのはなかなか小言の多いというか、とかく間違ひも、法律的の間違いもなく、不適当なことが起こると、そういうようなことが執行経費の不十分点であるというふうなことのために起こってきているというふうな事態があれば、これは大きい問題だから、いまは実際そういう点で、自治省のほうで見られて、経費の点あるいは公務員の給与に対する希望が満たされていないというために、執行に支障が起こったというふうなことはありませんか。その事実だけひとつ。事実それから効果を……。

○政府委員(長野士郎君) 選挙の前におきましては、いろいろな意味で応援態勢をとっておりまして、各市町村の当局との間で話があり、また中には選挙事務の応援をしないというような、直前まではそういう空気が流れたりする場所もあるように聞いておりますけれども、ただ実際、この選挙の執行にかかりましてから、そういうことのために中断したというようなことはいまのところございません。

○鈴木壽君 いまお尋ねのあったことの中で、超勤手当とか、その他公務員関係のほうの手当で関係ですね。これは実情に沿わないところがずいぶんあるのでありますが、しかし、局長、いまお答えになったように、それぞれの一応の基準というものがあって、それをあまり飛び越えるような額の算定ということも不可能だという話は一応わかりますが、しかし、これは実際の選挙、あるいは選挙事務の、こういうことに当たる人たちの話を聞きますと、やはりどうしても足りないのだ、こういうことで、特に非常に人夫賃なんかの見方、私は一応公務員関係を切り離して、人夫賃なんか、これではとてもじゃないが人を雇うわけにはいかぬ。今度の改正で、区の場合、人夫賃が現行でいけば三百九十円のもの、改正では六百四十円、二百五十円のアップです。市の場合、三百三十円が四百九十円になりますから、百六十円のアップ。町村の場合は二百九十円が四百四十円、百二十円のアップ、相当アップ率からしますと、大きくなっておりませんが、町村で四百四十円、一日の人夫を雇えるかという、これはとてもでない話なんですね。半分以上でしよう、この額では、ですから、こういう点を何とかありませんかね。それに伴う運搬費の関係ですね、これは何とか、もう少し考えないといけないと思うのですが、どんないなかに行たって、いま一日人夫を四百四十円で、改正単価であっても四百四十円では、これはだれも来手がありませんよ。そうすると、いろいろなことで一人使ったのを二人にする

とか、一日使ったのを二日分にするとか、何かそういうからくりみたいなことをしなければやっつけられない。これははっきりしていると思うのです。ですから、一応公務員関係の超勤手当とか何とかと、こういうものと別にして、これについてもっと考える必要があると思うのですが、この点どういうふうな御検討をなされたのか。

○政府委員(長野士郎君) 人夫賃、嘱託手当の額につきましては、ただいまお話がございましたように、形での改正を現在はお考えしておるわけでございますが、この基礎になりまして、昔、労働者が三十七年に告示をしております、そういうものが定められた作業従事者の基本日額というものがあつたわけでございまして、それを基準にしまして、それから伸びというものを積み上げてきたということになっておりまして、お説のように、失対労働者の賃金よりもまだ少ないのじゃないかというような議論もあるわけでございまして、やはり作業の性質、その他からいいますと、現在これは十分でないかもしれないが、このくらゐではないかというところで、一応こういう額を予算化し、かつ法律の上でもそういう基準を採用したということに相なっているものであります。

○鈴木壽君 それぞれこういうふうに変更するためには、基礎になる何か資料があつたと思ひますが、しかし、そういうものはいまの実態と著しく違つておるということだけは、やはり考えないといけないと思うのです。ですから、私申し上げるのは、かりに四百四十円になつた、どんないなかに行つた、いま七百円や八百円以下で人夫として、それは仕事の性質は、別にそんな何とないですか、重労働でもないでしようし、ないかもしれませんけれども、こういう人夫というものは、とてもでないが来ないことは、前から言われておつたことなんですが、だから、私は今度の改正の機会に、もっと実情に合わせるような、そういうものをやらないと、いつまでたつても、従来言われておつたようなことが依然として残つて

いく、こういうことにならざるを得ないと思うのですがね。あなたのおっしゃる基準に従えるようなものか、どうこうという検討から、私、始めなければいけないと思うんですがね。

○政府委員(長野士郎君) まあ地域によつてもまた全体的にも、確かにお話のような点はあるわけでございまして。したがうして、全体をいままでの積み上げてきた方向から、もう一ぺん考え直していかなくちゃならない、そういう時期がきておるといふふうにも思つてございまして。ただ、今回はいままでの方式を十分根本的に改めまして、そうして別の見方をしていくところまでは、なお、検討が進まなかつたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、経費の基準に関する法律は、それぞれの経費で、人夫なら何人、一人当たりの単価が幾らかから幾らということ、人数も単価も絶対にそれ以上にも以下にもならないという拘束は受けないわけではございまして、一応の予算を積算するときの基礎になつたのでございまして、全体の調節は十分可能なような考え方をとつておるわけでございまして。で、私どもが心配いたしますのは、そういう場合に、全体として考えました場合には、都市——特に大都市について相当窮乏な点が出てくるだろうという心配も多少いたしますけれども、大部分の地域におきましては、こういう基準を立てますときにも、実はそれぞれ意見も内々当たつてみたわけでございまして、まあ改正前であれば、これはとてもいかにぬけれども、一応これだけの改正が行なわれれば、それはやつていけるというふうな、一応のそういう意見も聞いておりまして、そういう御意見を参考にしながら、一応全体の水準を従来の形で積み上げていった。そこで、多少それぞれのところでは窮乏な面が出てきたりいたしますが、全体としてのやりくりはまあこれでやつていけるものではないかというふうに思つております。

○鈴木壽君 それは全体として、この項目だけできちつとワケがはめられて、それを動かさないといふものではない、全体として融通ができるようにやつてゐるんだ、こういうことですが、それはさつき私言つたように、一部どうしても使わなければいけない人夫は、単価そのものからいって、これはとうていまかない切れないんだから、人数をふやした形にするとか日数をふやした形に、やつぱりやります。だからそういう面では、これは何とかやつてゐるでしようが、しかし、それだからといって、ほかのほうだつて、これは別にそんなに高くて余裕があるんじゃないのです、特に人件費関係では。ほかのほうも足りないのです。よし、しかし、まあ、何とかやりくりやつてゐるからいんじやないかということに、やはり私はできるだけ実態と近づける、そういうことをやつぱりやるべきだと思ひます。そうでないと、これは、あれですね、たとえば、もしやりくりするならば、投票所における人の使ひ方、全体の人数の使ひ方とか、あるいは演説会場におつて、さつきちよつとお話あつたように、どうするか、そういう面でもやりくりできるような、そういうやりくりなら、私はいいと思うんですが、この面では、どうも、私はいかぬやうに、あるたんびに、そういう面でも、もっと人をふやしたり、あるいは何かしたいということまで、できないというやりくりになつてしまつてゐる。ですから、この点は公務員関係のものもそうであると同時に、特にこの問題ははつきりしていることなのでございまして、ですから、ひとつ今回にわかに全面的に計算の基準を変えたりなんかすることは容易でないというお話しであります。それはそれとしても、今後ひとつ、やはり次回には何とかそこら辺をはつきりさしてもらいたいと思ひます。

○小酒井義男君 人夫賃のことですね、現行単価と改正の単価と比べると、だいぶ差が大きくなりますね、この区と市と町村関係が、前はわりあい差額が少なかったのですが、今度差が少し大きくなりすぎたやうな、もう少し縮まつておつてもいいのじゃないかという気がするのですが、どうなんでしょうか。現行では区が三百九十円、市が三百三

十円、町村が二百九十円で、わりあいこう段階の差が小さいのです。

○政府委員(長野士郎君) この現行法は三十七年のときの準備でございしますが、その後の労働事情といえますか、それから実勢等がやはり——区と申しますと特別区、これはいわゆる六太市の区でございまして、そのものと市町村との間で相互の差というふうなことを勘案いたしまして、全体として絶対額がどこも十分でないというお話しが、先ほど鈴木委員から出ましたが、その相互の差あるいは相互の需給関係、労働事情という点から考えますと、こういう開きというものが大きくなることは必ずしも望ましいことではないと思ひますけれども、実勢はそういうふうな感じがあるというので、これは基礎には、労働省の調査をとっているのをごいしますが、そういう調査から出たものが、こういうふうになっているように聞いております。

○小酒井義男君 それは仕事の内容はやはり同じようなことをやるのだと思うのですがね、おそれなく、一般の都市におけるところの労働者の賃金と、農村におけるところの賃金というものは、やはり仕事の内容が違ふのじゃないかと思うのです。たとえば、農村の人が都市へ行つて働く場合に、都市の居住者と同じ仕事をする場合に差がつくかどうかという点になると、つけるわけにいかぬ。そういう点から考えると、もう少し接近しておつてもいいのじゃないかという気がするのです。

○政府委員(長野士郎君) どうも私もその点になりますと、おっしゃるような感じがいたしますが、確かにこの人夫賃とか嘱託によつて得られますところの、提供を受ける労働の内容といふものは、投票所の仕事とか公報の配布とか、全く同じといつて差しつかえないと思ひます。しかしながら、働く場所が法律条件としてあるようでございますが、それが都市であるか農村であるか、これは生活費その他、いろいろな物価とかそれから社会的な関係における水準の差というものが、やむ

を得ずこういうところであらわれて、それが労働省の賃金などの実態調査においても、そういう実勢を反映して出てきているかと思うわけでございます。確かに、お話しするように、ここで求めようとしているところの提供される労働の内容はみな同じなものでございします。もう一つ別の要素が加わりまして、そういう程度の差が出てくるということになつてはいるのじゃないかと思うわけでございます。

○小酒井義男君 いろいろ理屈のつけようはあると思うのですが、少し前の改正とでは少し差が目立つものですが、そういう点はやはり検討をするか、将来の問題としてはもっと私は近づけるべきじゃないかという気がするものですから、お尋ねしたのです。

○後藤藤隆君 ちょっと関連してお聞きしますが、この人夫賃に関連してお聞きしますが、これのほかに、たとえば昼食とか、夕食とか、そういうような食費の費用は払つていいことになつてはいるのかどうか、人夫に対して、その点はどうですか。

○政府委員(長野士郎君) 人夫賃とか嘱託手当とかは、こういう基準を一応持つて計算しておるわけなんです。具体的な場所におきまして、その準備で必ずものを考えなければならぬ、契約しなければならぬというわけではございません。それからもう一つは、これはいまの人夫賃とか嘱託の報酬でございます。このほかに、かりにたとへば同じような作業をいたしておるから、それで昼食を用意するとか茶葉を提供するといふようなことを考へました場合、それはこの人夫賃とは全く関係のないことでございます。現に投票所とか開票所については、茶葉代といふようなものも、全体で、額はそうたくさんではございませんが、一応基礎には見込んでございします。そういうときにはこういう人夫賃も入れた計算は一応いたします。

○鈴木壽君 これはやはり人夫賃、嘱託手当等の問題は、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。く

どいようでありますけれども、これは一応の計算はこうだけれども、全体のやりくりができるのだ、全体のワタの中であつて何とかならばいいまで間に合つていふのだ、こういうあれですが、初めからやりくりをしなければいけないようなことを考へておつても、これはいけないと思ひますから……。

それから次に、今度ポスターの掲示場がふえるように法改正を前にしたわけなんです。この前の、改正前の掲示場の数、それから今度の法改正によつてふえるのはどのくらいなのか、あるいはこれはまだ選挙に實際入つていない段階ですから、末端でこまかいところまできまつておらないといふふうなところもあるかもしれませんが、大体そういうことについての見通しございしますか。

○政府委員(長野士郎君) 従来はポスター掲示場につきましては、一投票所に一カ所の場合には四万五千ぐらい、今度のはたしか三十二万カ所ぐらいであります。それからこの前の三十八年の衆議院の選挙の場合におきましては、たしか十二万、約十三万程度でございします。それは衆議院選挙の場合の結果を見ますと、平均三カ所ぐらい、今度それをさらに上げましたので、三十二、三万ぐらいに相なると思つております。

○鈴木壽君 これもなかなか町村では、法律には何カ所以上といふふうにありますのですが、以上のほうをなかなかやりたがらないのです。やりたがらないと言つていいか、やむを得ないという事情があるのか、なかなかないか、指導としてはどういふ態度でよろになりますか。

○政府委員(長野士郎君) ポスター掲示場につきましては、三十八年の衆議院選挙に際しまして三カ所以上五カ所という特例法ができたわけでありまして、そのときにも指導をいたしまして、なるべく多くといふことで指導したものでございします。結果におきましては、先ほど申しましたように、一投票所当たりの平均が三カ所ちょっとぐらいいだといふくらいになりました。結局一番最低をやつたといふことに相なつたわけでありまして、そこで、臨時特例法を恒久化されました公

職選挙法の昨年の改正におきまして、今度五カ所以上十カ所といふことにいたしました。そうしてその上に政令で定める基準に従つていくんだといふことで、公職選挙法の百四十四条の二の二項というのがあります。第二項に「政令で定めるところにより、五箇所以上十箇所以内設けなければならぬ」といふことになりました。そうして公職選挙法の施行令の中で百十一條の二というのがございます。その五カ所から十カ所だけ離しておきますと、また五カ所になつても趣旨が徹底いたしませんので、その間少なくとも七カ所程度のところまではいけるようにしようといふことと、政令で一応刻みを入れたのでございします。現在のところは大体七カ所、七カ所ちょっと切るところがあるかもしれませんが、大体平均して七カ所くらいな数を確保したい、そういうことであります。衆議院の選挙よりも約倍以上といふことになりまして、そういうところを確保するように指導をいたしております。

○鈴木壽君 これは私いま資料を持っておりますが、政令でいきますと七カ所以上になるといふふうになってはいますか、いろいろ区域の状況等によつてこれは分けなければいけないと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 面積とか選挙人名簿に登録したものの数とかといふものによりまして、基準を掲げまして、たとえば政令におきましては有権者一千人未満の投票区におきまして、面積が二平方キロメートル未満のところは五カ所、二平方キロメートル以上四平方キロメートル未満のところは六カ所、四平方キロメートルから八平方キロメートルまでの間で七カ所、八平方キロメートル以上のものは八カ所といふふうな刻みを一応入れてまして、そういう個所数についての保証といふことでございしますが、そういう基準を一応定めまして、個所の確保について配慮したといふことになつております。

○鈴木壽君 これは人口と面積と、こう関連させてのことではあります。いなかのほうに行きます

と、大体八カ所どまりということになりそうですね、このあれからいきますと。で、法律では五カ所以上十カ所とかなっておりますから、少なくとも七、八カ所はつくるところまでいかないと、法の趣旨に沿わないだろうと私は思うのです、が、そこで、一応こういう政令で基準を定めてあげますが、いなかのほうに行きますと、部落がたぐさんあって、しかも広いところに点在をしておる。こういうところがあって、なかなか人口だけでやったり、広さだけでやっても、相当な部落であつても揭示場が、相当と言つちゝ悪いけれど、も、揭示場がないという部落もあるわけですね。ある程度の三十、四十とまとまつてゐる、そういう部落では、少なくとも一カ所ぐらゐあつてほしいと思うのですが、隣の部落まで行かなければだれが立つてゐるかわからぬ、ポスターがさっぱり自分の部落に見えないというのがざらにあるのです、そういうところが。これは大きな町村で、いま合併で大きな町村、しかもいなかの何十平方キロメートル、何百というような平方キロメートルのところがある。四百平方キロメートルとか、五百平方キロメートルというのがありますから、そういうところで七、八カ所やられても、いま言つたように相当の数の部落があつても、その部落には揭示場がない、たんぼを越して隣の部落まで行かなければ見られないところがあるんです、実際。これは三十八年の衆議院の選挙の際に、そういうことを実際に私も見てゐるのですが、今度法改正によつて、相当二倍以上、三倍近くもふえるようであります、全体としては。しかし、いま言つたようなことが解消されるようなところまではいかないじやないかというふうに思うのです、が、そういう点というふうにごらんになっておりますか。

の耳に入りますのは、これでは三十八年の衆議院選挙のときよりたいへん数がふえた、もつと減らすことはできないのかという苦情をたいへん聞いております。しかしながら、私どもは絶対に減らすことはよくよくの場合でなければいけないのだという事で、減らそうとする努力に對しましては、そういう考え方が必ずしも正しいと思わないという事で、この公営揭示場の趣旨というものをよく誤らないように伝える努力はいたしておるつもりでございますが、場所によりますと、確かにお話のような部落では姿が見えないということと、もあるかと思いますが、むしろ実情は、そういう山間部に入りますと、面積が非常に大きいものでございしますので、むしろ小さな部落にたくさん立てなくちゃならないという事との、苦情と申しちゃあれでございしますが、そこまでなくてもいいんではないかという議論のほうを数多く耳にいたします。しかし、私どもといたしましては、なるべくこの原則をゆるめないようにという事で、いま指導いたしておりますが、特殊の場合に、いまお話のようなことが絶対起こらないかといいますと、それは起こるかと思いますが、要は、交通関係なり、部落なり集落なりの配置との関係におきまして、少しくふうをこらして、じょうずに立てるか立てないかでずいぶん違うので、その点につきましても、なおよく指導いたしまして、この法の目的が達するようにはいたしたいと思っておりますが、今回、この次の通常選挙になりますと、その最初のケースになるわけでございします。ぜひそういう抜け穴のないような形で目的を達するようにはいたしたいと思っております。

○鈴木壽君 多過ぎて困るというような声、それはどういうところから出てきたかわかりませんが、実際に選挙をやる側といえますか、それから見ますと、ポスター、これは選挙においてどれだけの意義があるか、いろいろ見方もあると思いますが、実際関係者に会ってみると、あのポスターがあるかないかということは、非常に気にかかる

ことなんです、ほんというえば、それで、さっきいったように、相当な部落に行っても、ここにはそれが無いのだ、隣のおそこの端にあるのだというような例がありますものだから、そうすると、さっきいったように、今回のこれによって相当数ふえてくるでしょうが、そういうことがあまりないようにやるべきかと思うし、そういう意味で、実情というのは、ここでは人口あるいは面積、それからだけでは、いまいったような穴も出てくるのじゃないだろうかというふうに思っているわけなんです。そこで、たとえば全部落、余集落、数戸あるところにもというようなわけにもいきませんでしょうが、おもなもののについてやるにしても、かりに投票区の中に十個なら十個、あるいは十一個になった、十二個にもなるかもしれない、そういうふうな場合には、何か経費の面ではみていただけませんか。

てしまふというふうなことが、現にあるようでございます。しかしながら、そういうことがないように、一般の協力を大いに求めているのでございますが、そういうことで、どうしても必要だという個所がふえてくる、必要が出てくるということでありますれば、それについても、どういう形でかは、なお検討しなければならぬ点もあるかと思ひますけれども、その実情に即するような措置をできるだけ考えたい、こう思ひます。

○鈴木壽君　かりに掲示場として適當な場所だと思つてやつても、その周辺の人たちがいろいろ土地の所有者なり何なりが、あまりいい顔してくれないためにというような問題、これはやはりあるようであります。しかし、それは私はそのことを問題にするのではなくて、かりに法律でどういふふうな五カ所以上十カ所とあるんだが、やはり選挙に皆感心を持つてもらつて、投票率も高め、

○政府委員(長野士郎君) この公営捨平場の設置個所数につきまして、その地域の特殊性に応じまして、どうしても要る、ふやす必要があるというような場合が起きるといたしますと、私どもとしては、必要な限り経費の面でも考えられるだけのことは当然いたすべきであると思っております。それから、現状におきましては、もう一つは、農村におきましては、それほどのことはないと思いますが、都市部におきましては、一つの自治区におきまして、大きなところでございますと、この個所数でまいりましてやはり数百カ所に達するわけでございます。そうしますと、その五百なり六百という予定地を探索するといいますが、隣地の人とか土地の所有者とか、道路に立てるにいた

いい選挙をしようというような意味合いで、もつと実際上の問題として、場所をふやしてもいいところがあると思うのです。またふやさなければならぬところもある。その場合に、特にふえていくというような場合のそれに対する経費のほうを見てもらうんだったら、やりやすくなると思いますけれども、幾らやっても基準以上はだめだ。こうなると、これはやりたくてもやれませんし、そこら辺のことなんです、後段であなたいは、どこからどういふにというようなことは言えないにしても、何とか考えなければならぬと、こうおっしゃっておられますからいいですが、そこら辺もう少し……あれですか、何かお考えがございませんか。

しましても、その家の前に立てるものでございますから、候補地を選定いたすわけでございます。その場合に、一般の方々が非常に協力をしたがらないということが、多く支障になっているようにございます。そういうことから、当局者としては、非常な努力をしているのだけれども、なかなかいい場所にはかないというようにことがございまして、数多くふやすという努力もいきおい熱がさめて

○政府委員(長野士郎君) この法律で申しますと、五カ所以上十カ所というのは、従来の三カ所以上五カ所というので、三カ所しか設けなかったという実績等を勘案いたしまして、平均に七カ所というものはぜひ確保したいということで、法律的には政令で多少きつくしばっております。と申しますのは、基準等をあまり甘いことをいいますと、また個所数が減る傾向のほうが強いのでござ

いますので、減ることを防止いたすためにきつくしばってある。そこで、今度それ以上にふやすのにつきましても、ふやす必要はないというような受け取り方ができるような法律の規定になつてしまつておるわけですね。そこでそういう、ふやします場合に、それ自身を当然に公営揭示場の経費としてふやしたものにきつて考へていくことが、予算の執行の面におきましてどの程度できるかというところは、先ほど申し上げましたように、検討しなければならぬが、全体の執行につきましても調整を考へる余地というものを予算上も残しておきます。というのは、事態に合わない、一部しか合わない場合に、それを救済しなければならぬ。当然の事態が起こるわけでありまして、そういうことで、全体の勘案において、そういうものも調整の要素として考へていくことは、これはいまそういう御質問を受けましてとつさに思ひついたこととでございませうけれども、そういうものを要素に考へて考へることが絶対に不可能とは思へないと思へますので、できるだけそういう場合には趣旨に沿うようにいたしていきなさい、こう考へます。

○横川正市君 一番問題なのは、あなたのほうは予算のワケ内で一番最大の効果をあげてといふ、そういう意味から、今度具体的な問題にぶつかると、こういう問題が出てくると思ふのです。一つは、私も前回の例からとつて見ますと、板を二枚くらい張つて、そうして雨でも降らうものならどろんこになつて、張られてるポスターなんかですっかり見えなくなるようなものであつても、形式的な意味で、場所が一方所ありますという意味で、非常に投げやりといふか、おざなりといふか、いわゆるあれはいんだといふようなうなかつたやうでやられてるのを見受けられるのが一つ。

しまつて、選挙がいやになるような押しつけがましいようなやつになるという、そういう傾向もあるわけですね。そういう点を排除しながら最も効果ある方法ということになれば、もちろんこれは予算のワケというところにはなるけれども、いま鈴木委員の言つたように、最も効果的な、それからもう少しくふやされた、いつてみますと、人手とかその他にあまり制限を加えないで、ある程度投票者に対して自発的な投票ということもあわせながら、積極性を持たせるといふような、そういう方法というのが、僕はピラを一つ張る場合、あるいは個所を一つ設ける場合でも考へられていんじゃないかと思ふけれども、いままでのやつておつた欠陥を除去するには、ただ個所数だけふやせばいいのだといふことでは、私は実際上見ていて効果は上がつていないと思ふのです。その点なんか、どう検討されて、これから個所が多くなるわけですが、それを効率的に効果的に運用しようといふふうになされておるのか、その点具体的にひとつ説明していただけないでしようか。

○政府委員(長野士郎君) 具体的にといふお話になりますと、あれでございませうが、確かに選挙につきましても、お話のように法律の改正のたびに公営の部分といふのはだんだんふえてまいりましてございませう。公営の部分が増えてまいりまして、これは行政機関の当局の責任に相なりますが、これは選挙といふものに対しては、一つは取り扱いが非常に公平でなくてはならない。それからサードビースというより、むしろ間違ひのないようにしなければいけない、こういう考へ方がどうしても頭に先になつてしまふ。これは関係者がいよいよ消極的になつてしまふ、また同時に、形式的な扱いに陥らしめる最大の原因といふことが、空気がどうなつておる。もつともそういうことを、こういうところでも申し上げるのはいかかと思ひますが、またそれでないといふと、各候補者間あるいは運動員の間から非常に激しい抗議が参るといふことになつてしまひまして、結局そういう一番安

全な道をたどるといふのがいままでの実情ではないだらうかという気がいたします。ポスターの掲示場につきましても、正直に申しまして、市町村の選挙管理委員会やその当局者といふものは、数をふやすといふことは非常にいやがります。警戒をいたします。なぜかといふと、それによりまして、その間に、この場所がいかに悪いのか。この場所がいかに悪いのかといふことは、単に、ここが大ぜいの人の目に触れるといふところだけで、いい悪いの判断ができません。要するに、そこに建てるその場所、その場所が一体候補者のために関係の深い場所になるか、これが最大の問題なんでありませう。そうしますと、目につきやすい場所であればあるほど、その場所を常識的に選ぶわけですが、もう一ついいますと、選ぶとかえつてあふない。というのは、一つの候補者に特に有利な扱いをした、こういうような疑いをかけられるおそれの場合によつては出てまいります。そうしますと、全く関係のないところで、だれも何とも言わないようなところ、これはおそろしく不便なところだと思ひますが、そういうところにかけておくほうが一番安全だ、こういうような空気がいふようなものは場所によつて非常に出てまいります。私どもも実際問題として、三十八年の衆議院総選挙のときに、最初にポスターの公営揭示を始めたときに、東京都内でございまして、苦情が参りました、現地に参りますと、実にいい場所が何ら手を打たれないで、ほうつてある。非常に疑問に思ひまして、ただしましたところ、みんなさうです、ここには絶対にやれないのです、もつと不便なところ、あまり人のこないところ。要するに、そういう勢力圏でいへば、ちょうど境界に当たるようなところであるとか、そこに関係者は関係者なり、一つのやむにやまれない事情といふものを背景にしながら、ものを考へる、そういうことがございまして、常識的に見ると、何という投げやりな、いかげんなやり方をしておるではないかといふように見られるのはたしかでございませう。私も思ひますが、でもそのとおりでございませう。そう思ひ

ますが、だんだん実情を聞いてみますと、当局者が多少神経質になり過ぎたきらいもあるかもしれませんが、そういう配慮といふものも全部を無視してかかるわけにまいらない。それが一点。それからもう一つは、先ほど申し上げました、住民が協力しない。要するに先ほどお話がございまして、選挙といふものはあふなくてしょうがない、うかつに近寄つてもいいかぬし、それに関係のある設備が自分の近所にくることだけでも迷惑だ、もうそれだけで迷惑だといふことで、まあなかなかいい場所が得られない。これにまたいへん苦勞をいたします。個所数がふえればその苦勞が倍加するわけでございます。それからもう一つは、ポスターを張つていまして、それが張つていましてあるものはそれが汚損した。公営揭示場の管理といふものはやはり選挙管理当局の責任でございませうから、それが特定の候補者がかりには汚損されたり、あるいは非常にポスターを何者かに汚損されたりすることになる、それをそのまま放置しておけば、これも一つの問題であります。したがつて、そういう意味で、毎日見回りをいたしまして、あるいはその揭示場の近くにおる人にその状態がいつもわかるようによく依頼をする。特殊な人でございませんと、なかなか引き受けてくださらぬさうでございませうが、とにかくそういうことをいたしまして、外にはあらわれませんが、それなりの苦勞がたへんでございませう。そういうことがあればや重なりまして、数多くなるということでは絶対に避けたいといふ気分が充満しておると言つては語弊がございませうが、そういうことがあつてはならぬこととでございませうが、実際問題としてはそういう空気が一ぱいございませう。これを何とかして打開するといふことになつてございませう。この公営揭示といふものの意味は、何も候補者にサードビースするだけではない、選挙民一般に理解を深からめるためのものですから、したがつてそういう意

味で、やはり公的な機関というものは犠牲を引き受けるというぐらゐの覚悟でものを進めていかなくちやならないということを進めておるのが実情でございます。そこで、ごらんになりますときには、確かに投げやりになっておたり、さつぱく形になっておたり、あるいは施設の材質その他で非常にいいかげんがあるかもしれせん。これは注意が足りないといいますが、思いやりの足りないしかたでございますか、そうでない限りは、多少そういう面が背後にありまして、当局者としては当局者なりの、まあ全部とは申しませんが、三分のくらくらいの分が多少ある場合が多いわけでございます。これは一般に御理解をいただきまして、全体としての便利、見やすい場所、そういうものを第一義に取り扱うということについては、関係者が深い理解を示していただくようになれば、相当また効果がある場所というものも出てきましようし、また住民一般もそれに対して協力的な態度がだんだん出てくるということにもなるんじゃないだろうかと思うのでございます。現実にはそこがいま過渡期に差ししかかっておる状況でございます。実際にごらんになりますと、何という気の入らないやり方をしておるかということが多いだろうと思ひまして、私ども非常に残念に思っておりますが、そういうような状況が非常に多い。ポスターの公営掲示というものをふやすということについては、非常な見えな

い抵抗を私は日夜受けております。まあそういうことでございます。

○小酒井義男 選挙局長の話があつたのですが、私も地方を回つてみて、ポスターの掲示場がほとんど注意して深さぬと見当たらぬようなところにあるのが、またまたそういうところに行き当たるのです。その事情はいま話されたようなことだと思ふのですけれども、市町村議員選挙なんかでしたら、相当地域的な条件がやかましく言われると思うのですけれども、国会議員の選挙という事になれば、私はそんなに大きな影響を与えるだろうかという気がするのです。ポスターの

掲示場を設けたことが、特定の候補者に非常有利になるというやうな大きな要素を占めるだろうかと、私にはそんな感じがするのですが、そこで数をややふやすということと同時に、やはりいい場所を選ぶということが必要なんです。自治省としては、やはり掲示場はできるだけ地域の人の目につきやすい場所を選べというところは指導されてもいいんじゃないかと思うのですが、そういうことをおやりになっておられるのかどうかというところが一つ、もう一つは、掲示の板をどういうものをつくるか、ということ、大体規格といひますか、基準といひますか、そういうものは地方へ指示をしておられるのか、適当に受けたところでやっておればそれでいいということになるのですか、この二点だけお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(長野土郎君) 公営掲示の場合につきましては、現在までのところ、もう口をすっぱくしていろいろの機会に指示をいたしております。さらに参議院選挙、衆議院選挙等が近づきますと、また一そうそういう意味で趣旨を徹底させていきたい、こう思つております。確かにお話のとおり、国会議員と地方議員との場合とでは地域的な密度が違ふのじやないか、—お話のとおりだと思ひます。お話のとおりでございますが、やはり選挙のたびごとに、立てる場所があつちにいったり、こつちにいったりすることがなかなかできにくい。大体固定化するという傾向で土地の選定を、いま事前の調査をいたしておるのが各地方団体の実情でございます。そういうしますと、やはりそういうものを相当考慮に入れるということが起こり得るわけでございます。その点は確かに見やすい場所ということだけ第一義に考えて、ほかの考慮はあまり心配するなという事で十分指導をしております。

第二番目の公営掲示場の板の質でございますが、質につきましては、私どものほうで格別こういう材質を使うということは申し上げておりません。

ただ現実には大多数がやっておりますのは、耐水性の塗料で加工いたしました耐水ペンキ、これは大体六人分のポスターが張れますものが大体一枚たしか六百人くらいでございます。それにワキをつけ、それから運搬するとかなかなかありますので、六百人で必ずしもものが片づくわけではございませんが、大体そういうことで大量発注をいたしまして、そして地域によつては郡単位とか、あるいは県を何ほかに分けて、共同発注のやうなことで、ある程度規格のそろつた、質も大体均質なものというやうなことを心がけてやっております。それが一番能率的でもありまして、それから単価も安くつくということでございます。いまのそのやり方というものでよろしいのじやないか、ここに特別なものを注文するといふことのほうが、かえつて手間もかかりますし、大体数が多くなりましたので、その所在の町村ですぐ調節できない場合がむしろ多いと思ひます。

それから、つけ加えて恐縮でございますが、私が鈴木委員の御質問に申し上げましたのが、どうも係のほうから非常に心配だといふことなんです、少し加えさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、五カ所以上十カ所というのは、ふやすためにいたしたものでしたけれども、ふやすためにいたしたことが一種の強制になつておる。強制になつておりますから、減らす、減らせないという強制にもなつておりますが、またかえつてそれ以上ふやすということを法律で考えておらない体制になつております。これは先ほど申し上げたとおりです。したがひまして、それにもかかわらず具体的場所、これは特殊の場所になると思ひますが、どうしてもふやしたほうがいいといふことであつて、ふやす必要があり、またそれが適当であるといふ場合にどうしてくれぬかというお話として、まあそういう場合には、これ自身としての問題は考えられるかどうかかわからなけれども、何らかの形で措置をする手は残つておると思う、こういうことを申し上げたわけでございます。

ざいですが、係のほうに聞きますと、全くふやすことを認めたやうな言い方は困るということで、つけ加えさせていただきます。

○田上松衛 どうも聞いておると、選挙局長あたりは意見がないのか何か、いたずらにどこからか出てくる声をちよびちよび聞いて、それにいたずらにおびえておる、もしそうでなければ、費用をふやさないやうに国費を大きくしないことのために、知つていながら、いまのやうなことを使つておるんだと思ひえないわけですか。これは非常に悪いけれども、いまの一つ一つを聞いても一向納得できない。私は口幅つたことを申し上げるけれども、地方の選挙管理委員長、五大市の選挙管理委員長をやつておられた経験があるんだから一番よく知つておるんですよ。ひつくるめて言ひますれば、たとえば掲示場所の数の問題ですね、こういう問題を地方の選挙管理委員会がなるべくこれをよけいしないやうにと、いやがつておるということ、これはまづかなうそなんです。費用だけの問題ですよ。いままでのいけば六百人から六百人でやつても、実際はそれであがらないから、千円から千円かかる、自然そこにおたくのほうで考えているのと、地方選挙の委員会が実際使つた金が、いままでは五割引いたけれども、今度は全部を支払つていこうというのが今度の改正の趣旨のやうでもありますが、くどく言うやうですが、いままでは実際にはそれほど多くの費用があつたので、ふえればふえるほど数が多い、地方の負担が大きくなるということもあるのです。現実の問題として、これがあるわけなんです。そこで、これをもつとほかのほうでくふうしていけば、ふやせばふやすほど、地方の選挙としては、その他のよいいな、不必要な費用は苦勞しなくてもいいから、なるべくふやしてもらいたいというの、これが大多数の意見なんです。もちろんさつき言われたやうないろんな部分があるけれども、それは何かしら国のほうで考へておることに、ちやうどまあ言ひののれになるやうなことを言つたから、さつき申し上げた

ように、それを取り上げておるのじゃないかということなんです。場所の問題ですね、さっきからいろいろ言われておるうちに、だれだっって一番見やすいところにかかえたいと思うのだということなんだ。けれども、さっき言われた、特定の候補者のために何かここへんばなものができるからなんて、まっかなうそなんです。そんなばかなこととはない。もしそうでないというならば、それならばどういふ影響かということ。甲という候補者のところへ乙、丙、丁の名前を同時に持ち込まれれば、それが不利だということか、乙、丙、丁の立場から見ても、甲の場所へ立てられたら困るというのか、それは一体どういふことを意味しておるのかということなんです。思うほどその問題は、ただことばの上で、何かしら特定の候補者のところに持つていっちゃどうも工合が悪いというの、それは全く、もっとそこまで突き詰めなければいかぬです。これは、これはむしろ甲の立場から見ても、しうであつたら、どっちにしても、便利などころへ持ち込またいという希望を持つし、あるいは乙、丙、丁の立場から見ても同様なんだ。そういうところにも自分のポスターを張ってほしいという希望を持つておる。これは一致するところなんです。共通するところなんです。これは、さっきの議論はどにその影響が、どこのどっちに不利なのか、どっちに有利になるかということ、これは徹底的に聞いてもらんなさい、こんなことは言えないですよ。それはただ地方の選挙がやってみて、いろいろおっくうであるので、いろいろかげんなことを言っておるというだけのことなんです。

それから、この際もう一つ、いろいろ聞いておきたいことは、数を幾らにしても、いまの行き方では実にこつてい千万、効果は半減、三分の一、五分の一にもなっていないことなんです。ということは、一つの看板の中に少なくとも十というワケが切つてあるわけ、若輩の目みだいに、そうして一、二、三、四、番号振らしていつて、これを順位をするには拙せんでやらしいわけ

ですよ。そこでやってみますと、候補者は四人しかない、ところが順位を引くのに、番号の順位というものは、あの掲示場所のことをやるのですから、十番の番号の振つてあるところにしか張れないという行き方、これは通則です。私は国全体を回つてすっかりこのことはよくわかつておるのですけれども、そうすると、まず十二のワケがあつたとする、候補者が四人あつたとする、三番のところと張つてある、七番のところと張つてある、十番のところと張つてある、十二番のところと張つてある、中はみんなうつろですよ。見たつてみつともなくてしようがないし、第一そこで効果は半減、四分の一も五分の一もならぬということになつておるのです。そこで、ああいうものを、その後そのきめ方というものは、期間内にさらに届け出たものに對してやつぱり公平に扱わなければならぬという趣旨から来ておることはこれは百も承知だ。だけれども、それは当初に告知後ばつと一緒に届けたものが、あとから期間内に出るようなものは、これは多くの場合は、たとえば何かしらん泡沫候補というような者が、あまり誠意のない者が出るのが、全部じゃないけれども、多いのですが、それを一緒にワケをあけて待つておるというようにするのは必要だと私は考へる。そこで、ちょうど演説順に一、二、三、四ときめておいて、一回だけやつておけば、地区ごとにきめ直さなくてもいいのです、あれは、一カ所でやつたらば、その選挙区内において甲、乙、丙、丁と、もし何ならば次のときには乙、丙、丁、甲、次に丙、丁、甲、乙というように

にみんな公平ですよ。そういう順序ですね、自然的に効果はあがつてくるわけ。まるっきりどつかに、何かしらん専門家の基打ちかなんかのやうに、あそこへばつ、ここへばつとやつてきたつて、これは全く効果がないうことですよ。そうして、これもよけいな話ですけれども、もっと注目させるならば、今度は何ですか、明るく正しい選挙ですか、何かという標語をいま考へ

られたようですが、そういうようなものをもつて何か飾つて、そうしてより引きつけていく。人から教えられなければどこにあるかわからぬようなものじゃなくて、ばつと注目させていくようなふうを、やつぱりそういう点を指導すればいいのじゃないかと考へるわけです。

それから全般的に申し上げたいことは、とにかくさっきからいろいろ指摘されているように、何かしら競売の札でも張つたかのような工合にきらわれておるということです。これはそんなものじゃないのだ。これは国民の血税をもつて、一人一人が自分たちのことのためにやつていく費用だぞというのをやつていく、そういうところに指導するならば、きつう性質のものじゃないのです。協力していくのですよ、みんなが。そこへ持つていかぬと、いまの行き方では、中央の選挙のほうからも頭からいろいろ不平が出るときらわれるだろう。さっき申し上げたやうに、何か競売の張り紙でもするくらいに、こんなところはごめんだというやうな感じで、中央自体が選挙に関する熱意がないからだろうと思う。私はほんとうに喜んで、よし、おれのとこに持つてきてくれと競争するぐらゐの——いや、おまえのとこよりおれのとこの方がよっぽどたくさんの人に見えりゃないかというやうな工合にまですること、は何でもないことです。指導の一つですよ。そのやつていくならば、五本を七本にすることよりも、三本であつてもよほどそれが効果を發揮するであらうし、そういうやうな工夫が望ましい。さらには、さっき言つた汚損した場合において、それにさわることは何か選挙違反であるかのようなことをやつておる。これも選挙のあり方について、いふならば警察のほうにも十分ひとつつたばの巡査たちにもしなない、どつちも当たるなざるなやつておるやうなところまでわかつておる。選挙ではそうではなくして、やつてくれとされているけれども、うっかりすると警察がそこらでとんでもない、どこだ、だれだというやうなところまで、いなかにいけばやる。私はずいぶんそ

ういふ問題を経験したんです。まあそういうやうな実態を一つつかんでいただいてくふうすれば、まあ私はしつて言うならば、ふやすることにはできるだけふやしていく方針をとつてもいいことは言うまでもないことであるけれども、ただ変なところで金をするよりか、いままでのことについて、もう少しこれを効果のあるやうにひとつ深く研究を遂げてもらいたい。これは希望として申し上げておきます。もっと、どうも繰り返してまことに恐縮ですけれども、やはりみずから地方に出張つてやつて、ほんとうの実態をつかんでいただくやうに、これは希望を付しておきます。

○鈴木壽君 さっきの五カ所以上十カ所以内設けなければならぬということになつておる法のたてまえからして、十カ所以上はやれない、だから十カ所をこえて設置した場合の経費の見方なんかも前言取り消しだ、というふうなお話ですが、これは法のたてまえは、義務づけたのは五カ所以上十カ所ということですが、それより少なくする、五カ所以下にする場合のことにつきました。は、特別の事情があるというふうにみた場合、都道府県の選挙管理委員会の承認を得てその数を減ずることができるといふことなんです、できるだけ多く掲示場を設けさせるといふ趣旨で、そのうちに少なくとも義務的にはこうなんだぞと、ですからそれを越してやることは許されないとということになりますかね。まあ私何もかもふやせという意味ではもちろんございませぬけれども、さっき言つたやうなことで、もつとあつていい場所があるわけですね。そういう場合にやつた場合に、十カ所をこしたというやうな場合でも、それに対してたてたやつたんだからおまえのほうでまかなえということよりも、そういう費用をみてやれというたてまえのそれからする、何かの方法でみてやつていいんじゃないかと、いふやうにお聞きしたわけなんです、その点どうですか。やはり十カ所以上はだめだ、というやうなことは、

○政府委員(長野士郎君) 先ほど来いろいろお話がございしますが、私どもがこへ書きましましたの

は、まあいろいろな、どう言いますか、地方の実態を知らないくせに何言っているかというお話もございしますが、実際はその数をふやすということ、たいへんな抵抗があることは間違いない。これをこの前の衆議院選挙、こまであげることが実は私どもとしては精一ぱいであつたわけです。しかし、その点は私どもとしてはそういう受け取り方しかできないのでございします。それで、そこが非常に問題で、私どもはできるだけ数をふやすべきだという気持ちにおいては間違いないでございせん。そこで、この前の衆議院の選挙のときに三カ所以上五カ所でありましたのを、今度は五カ所以上十カ所と、こまでもっていきまして、そうしてこの前の衆議院選挙で三・三カ所でもございしたものを今度は平均七カ所までもっていくということで規定を整備させていただいたわけでございます。そこで、いまお話の十カ所以上というもので考えていいじゃないかということでございますが、それは十カ所以上考えると多々ますます弁すという意味ではまさに私どもそのとおりだろうと思ひますが、少なくとも、どう言ひますか、一つのこういう掲示場の設置を義務づけるという考え方は、一応この最小限度がまんじ得る限度というものは、少なくとも確保しようということになりますから、そういう意味で十カ所以上のことはいま予想していい。同時に抽象的には予想できますが、具体的にはやはりいままで三・三カ所から一躍十カ所以上ということは、特定のところでは可能かもしれないが、一般的な場合では、そこまで考へるよりもむしろ全体の水準を七カ所なら七カ所までもっていくというこのほうが必要ではないだろうかというふうな考へたわけでございます。したがひまして、十カ所以上ということを経験では予定しております。先ほど鈴木委員のお話は五カ所以上十カ所の範囲内で、ある具体的な投票区においてそれが政令では五カ所になっている、五カ所のランクになっているものを七カ所ぐらい設けるとか、必要によつて六カ所なりあるいは七カ所なり、こういうことに

した場合の実はお話のように私は承つたわけでございますが、で、まあそういうこともいまのたてまえのもとから申しますと、非常に窮屈な書き方をしておりますので、表面からは必ずしもはまるとは言ひにくいわけでございますが、事柄の趣旨から言ひますと、ふやすことについて、それが必要な場合適切な措置であれば、それを何らかの形でその実情にこたえるようにすることができはしないだろうか、まあできるだけ考へていく方法はしないだろうかということでございます。私どもも、もしそうであれば、そういう場合、そういう特殊な場合には何か考へていく、全体として考へる方法をとつてみたいというふうな思つて申上げたわけでございます。しかし、これ全体としてはいかに窮屈に書いておりますが、いままでの経緯からいいますと、この三十八年度の衆議院の総選挙があります前、投票所に一カ所氏名掲示場をつくるという制度があつたわけですが、それが三十八年の衆議院総選挙で三カ所以上五カ所ということになりまして、そしてまあ平均としてあの選挙の結果は三・三カ所やつと、まあ三カ所よりちょっと上回つたところが確保できた。それからこの次はまあ五カ所以上十カ所ということにいたしました、まあ平均して七カ所確保していきなさいということ考へておるわけでございます。まあどうもいろいろな御議論ございしますが、いろいろ考へてみますと、大体そこら辺までもっていくのがいまのところかつかつ、精一ぱいじゃないかという気が実はいたすのであります。地域によつては、それはいろいろ出てくると思ひますが、平均的に保証するものとしてはそれが精一ぱいじゃないかというふうな思ひでございます。

〇鈴木壽君 くだいようですが、私はあなたのお話、平均的に多くしていくというところで、そういう考へ方は私はそれでいいと思うのです。ただし、この法律改正をする場合に、これは単にあなたの方からだけ意見が出て、あなたの方だけの考へでこれがふえたのじゃなくて、むしろ国会のほうの側でもつとふやさないやならぬ、こういうのが強く出たためなんです。その場合に考へましたことは、無制限に多くするというようなことももちろん考へておりましたが、したけれども、何も頭一つ、義務づけることゝの頭はあるけれども、それ以上によつちいかなことではなかつたはずですよ。だから、法をあなたの方どう運用し、それからどういうふうな解釈をとつてやるかということ、私ふしぎに思ひから、これ以上やつちいかなこと、こういうことだあまり窮屈だと思ひし、また政令のきめ方もこの政令どおりでなければならぬという、これは一つの基準であつて、いろいろの場合が私あり得ると思うのだが、そういう場合のことを考へておく必要があるのではないか、こういうことなんです。もちろん私はこの問題は、掲示場の数だけ、現行のやられておる投票区です、これをものとにしてだけ考へてもいけないと思つてゐるのです、実は。投票区が大き過ぎて、その中にもつとふやさないといけないという事情がある。投票区をもつと小さくして、投票区の数をやして区域をもつと小さくして、その中で考へることによつて事実上要らなくなるということも、私の言つたように十カ所以上というように考へる必要なくなるというように考へることもあつた。だから、一方向的にこれだけをどうの言えないと思ひますが、投票区の数をやしたり、あるいは区域の変更とあると思ひから、とりあえず、いまの投票区ということを一応前提にして掲示場の問題を考へた場合に、場所によつて私の言つたようなことがかなりある。こういうことから、それに対する何といひますか、経費の裏づけというものを考へていく必要があるのじゃないかと思つてきてゐるのです。それから、その点はそのくらいにして、ひとつ東京都あたりの選挙の關係してゐる方々の意見を聞きますと、さつき局長がおつしたように、まあ場所をふやすことをいやるし、どこに行つたつて場所の設置に非常な苦勞をするのだというやうなこと、それからもう一つは、とてもじゃない

いが、この経費ではまかない切れないということがあります。これは局長もお聞きになつてゐると思ひますが、そういう場合の経費の問題について、特にあれですか、そういうところについては考へるというやうなことが可能ですか、可能じゃございせんか、その点。

〇政府委員(長野士郎君) 大都市の公営掲示場の設置につきましては、非常に経費の問題が大都市の關係者から言われておるわけでございます。私どものほうで見たところでは、大体こういう基礎でやつてゐるのじゃないだろうかというふうなことは思つておるのでございます。そこは私どもの調査しましたときと多少違つておることになるのかもしれないが、そういうふうなことは思つております。ただ、従来は候補者の数によりまして、掲示場が非常に大きくなつたり小さくなつたりするわけでございます。その点確かに大都市は非常に候補者が多うございします。今回はそれを改めまして、大都市の実態に應ずるやうな配慮をいたしたわけでございますが、しかし、まあそれにもかかわらず、なお、これでは十分でないというところから起つた場合にどうするかということになります。これは全体の予算との關係もございします。全体の調整を考へるために調整費というものがある程度用意しておりますので、そういうものにポスターの公営掲示場の経費の実態に合わない部分の調整を一つはまあ調整の際の要素の中に取り入れて、なるべく実態に近づけるやうに努力はいたしてまいりたいと思ひております。

〇田上松衛君 ちよつと関連して、いろいろ聞くのですが、局長のさつきの話の中で、増設することについてのいろいろあれがあるけれども、大体において抵抗があることは事実だということに響いておられるのでしょうか。たとえば、全国の地方の選挙等に対して、これを、数をふやすことに賛成か反対かというやうなアンケートでも出されたことがあるのかどうかということを一つ。と

申し上げることは、こういうことなんですね。非常にきらいというのをあなた混同しておられるんじゃないか。個々の人々が候補者のポスター、選挙のポスターをはるというのをきらいておるといのは、特定の候補者が普通の人の家に頼むとき、それをきらいておるのですよ、商人になればなるほど、そういう人々には。これは非常に迷惑千万だと、だれかのために支持しておる候補者でないかという疑いを受けて、それが商売にまで影響するということは、これはいなかに行けば行くほどあることなんですね。そこできらいておる。われわれがその公営の掲示場をつくってほしいと前から一生懸命これを熱望しておったのは、そういうことをやはり親切に、そういう迷惑を受けぬようにしつつ、しかも一面においては選挙に対する正しい認識を持たすべきだ、まあこういうことから主張しておるのですが、いまでも、これはまあ費用の問題とも関連するのですが、候補者に対してとにかく皆さんのポスターのあれをはるっておるといふような、こんなじゃなくして、それはできることならば、だんだん公営に持っていくとするならば、候補者みずから好きなところにポスターをはるのじゃなしに、公営の場所、そんなみみちい五カ所とか十カ所、二十カ所、そんなのじゃなくして、できるならば、どんなにそれをふやしていききたい。しかし、費用に限度があるのだから、考えようによれば、頭を少し使っただければ、たとえば選挙に対する認識と、いまのような問題と同時に効果あらしめる方法とするならば、恒久的にこれを置くということもだが、それよりも、臨時のものであっても、選挙のたびごとに、たとえば学校だ、祭祭ですよ、浴場ですよ。あるいはこのごろはどんなところでも公会堂がありますよ。こういう場所。公けの施設。あるいは大衆が一番利用するような浴場のそういうものまでどんどん臨時にあらしてもらう。必ずしもかつこうつくって、こんなあれに八百円も七百円もかけることないのだよ。そういうことだけによって個人が特定の候補者のだけ

をかせさせていくということが非常に迷惑であるのだから、それだけじゃなくして、今度は頼むほうでも、考えようによれば、それをいままでの選挙では巧みに、掲示させてくれという頼みの行為で戸別訪問にならないのであるから、それをいいことにして片っぱしからかけたくもないところにポスターはらしてくれぬかというのを頼む。今日のように、あるいは電柱等が使えないような今日の状態では、なおさらこれを逆に利用してするという危険もまた一面考えるならば、いままさき申し上げたような方法によるものが一番賢明じゃないのかということなんですよ。で、したがって、おのずから費用にも限度があるのだから、それはそういうことを考えていくならば、これはもう一ぺん繰り返してまことに恐縮ですけども、きょう、公営掲示場をふやしていくということには相当のまあ抵抗があることは事実だとおっしゃるの、個々の人々が、みんなやっておると、ごっちゃにしてしまっておるお考えだと思ふ。こういうことなんですよ。

○政府委員(長野士郎君) 前に申し上げましたように、私も自體といたしましては、あくまで公職選挙法のポスターの掲示場の趣旨に従いまして、この趣旨を実現したいということでございます。で、これをことさらにこの責任を免かれようとか、なんとかいうことを考えているわけではございません。ただ実際問題として考えます場合には、いままでの経過から申しまして、平均七カ所程度の箇所数を確保するということが、精一ぱいといましては語弊があるかも知れませんが、現状においては大体この辺が一つの望み得る一番多い数ではないだろうかという気持ちがあったのでございまして、アンケートをとったとかとらないとかいうことではございませませんが、むしろそういう前に、各そういう関係当局というものが、昨年の公職選挙法の改正を契機にいたしまして、非常にいろいろの意思表示をいたしておりますが、その点では私もなるべく数を確保する方向へ指導をいたしておるつもりでございます。ただ、そういう

う場合にも、いままでの責任が多くなることでもございまして、徐々にこれを上げていって、そういうふうなくせと申しちゃなんぞございませうけれども、考え方に展開をしてもらおうというふうに考えておりますが、現状のところじゃ、ややそれがかたくなっているということも間違いないところでございまして、個々の候補者に頼まれて、一般の選挙民がいやがるというお話と混同しているのじゃないかということでございますが、それはそうではございませぬ。これは公営掲示場の問題でございます。ただし、私はそれをここでたいへん強調するつもりもございませぬが、従来の経過から考えますと、この平均七カ所にいたすこと、そのことが、三カ所から七カ所にふえていくということが、まあ十分ではないかも知れませんが、現状においては、まだ不十分ながらも、まずこれでやっていくということについて、ぜひ御了解を得たいという意味におきまして、従来のいきさつ等を申し上げたかっこうでございまして、まず、現状においては、そういう意味で平均的な七カ所を確保するということが、まあまあ望み得る妥当なところではないだろうかというふうに考えておるわけでありまして。

○田上松衛君 ども考え方が根本から食い違っておるから、どうもあくまで平行線になっちゃう心配があるのですが、いま私はこのことを議論しようとも何とも思っておりません。せめて将来十分考えてもらいたい。しかし、この場合非常に、よけいな話をしますけれども、実は前の選挙局長兼子秀夫君が、みずからが選挙を実施していくという立場になって、こんなことでですよ。やってみるとつくづく、どうなんだと聞いてみると、実際役所にあつて考えるのと実態とは非常に違つておる。気がついたときにはおそかつたというふうな述懐をしておる。まるで役所の考え方というものは、限られた費用でやるばかりであつて、そうして自分の主観だけでもって考えておるくせがあつて、一こうそれで本物とはほど遠い結果が来てしまつておつた、これはよけいなことですけれども、そういうこと等もひとつあるかということをお考えられ

てしてもらいたい。私はこの問題をもっとあれするならば、別にこれは個々についてのアンケートじゃないですよ。地方選挙についてだけでいいから、こうすれば、こんなものはわけなくとれるはずだ。いま、これを増設してもらいたいという面のほうが、私は増設してもらいたいという面のほうがはるかに多いはずだ、問題はさつき申し上げた選管が、一々、うっかり、その選挙運動に手を出すことも、自信もない点もありましよう。その辺もあつておるのですが、さつき申し上げた候補者個々に対して何万枚というふうなポスターを告示でもってやらして、それを、あのポスターを掲示させてもらうことで、脱法といひますか、戸別訪問式なことを行なつておるということをおそれておることは事実です。そこで、こいつを何とかできないかということをお、具体的に考えてみる、個々の候補者のポスターは全廃すべきだと私は思ふ。ほんとうに明るい正しい選挙をしようとするならば、私はやはり候補者みずからが行なうようなことはよしとやめていくということ、こういうふうな公営のものでやっていくということのほうか、一番表に見える選挙運動では、それが一番早道だと思ふのですよ、せつかく三十万の懸賞まで出して、そうしてあの選挙の標語なんか求めたのだが、ひとつ何かつくつただけのことであつたので、それを具体的にどう今度やっていくかということについて、やはりもっと掘り下げた真剣な検討が行なわれるべきじゃないかということをお考えおるわけですか。そういうふうな観点から、もっとくふうすべきではないか、七カ所が適当だろうなんていうことは、一体どこから割り出したあれだろうか、まあこの点については実に了解に苦しむくらいです。ふえればふえるほどいいのです。やつて、そうしてあつて、みんな喜んで、選挙民がほんとうに消いあれを、自分たちのなし得る範囲で選挙をきれいなものにしていくというふうな導くべきだ、その具体的方法は何だろうかということまで考えてもらいたい。これは一番

ポスター掲示に關しまして、この項はもつての幸いとお考えにならなければならぬ事項じゃないか、こう考えれば考えるほど、これについてはこれが適當だなんていうことでなしに、できるだけふやしていく、そうかといつて、それならば膨大な予算になつてしまふかといつて、繰返すようですけれども、一面の、個々の候補者が持つあの膨大な数のポスター、それを減らしていく、それは費用がなくてもできますよ。そういうことも等もお考え願えませんか。このことについては、將來いろいろなることになりまふ。影響する問題もありまふから、一応これに対する局長の所見だけを漏らしてくれませんか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほどから申し上げておりますが、私も七カ所がいいということをお願いしたつもりはないのでございます。多ければ多いほどいいと思つております。しかし、いままでの経過から申しまして、實現していくのにも飛躍的に増加を望むということは、なかなか困難が伴うので、いまのところ、この程度がやむを得ないというふうな考えられるのじゃないだろうかということをお願いただけでございます。

それから、そこで、そういうことが將來ともにどういうふうになつてまいるかということになりますと、これはいろいろの問題とのからみ合ひで考へてまいらなければならぬわけでございますが、先ほどもちよつと話がございましたように、揭示場に穴がある、非常に見苦しいというお話、確かにそのとおりなんです。これは、候補者の予定数というものを十分につかめませんでしたために、あるいは、予定を多少出でスベアを取つておきましたために、そういうことが起こるわけでございます。これは実は、立候補届け出とポスターの公営揭示というものをある期間において準備するということとであれば、そういうことは防ぐことができるわけでございますが、そうなりますと、この揭示された期間というものが、非常に短くなつてまいります。その調節が非常にむずかしいわけでありまふ。この前は、行ないました当初でもございま

すので、ただ、しらじらとしたベニア板が、間に抜けたような形になつておりましたのでございませうけれども、これは、先ほどの話にもございませうように、何かそういう場合には、標語なり何なりでうまく埋めて、くふうをこらして、そういうことがないようにすることも、それはある程度できやしないかと思ひます。ただ、あきをなくするということにつきましては、揭示の順序というものを一々考へて、それぞれの地方でやつておきますので、みんな埋めてしまふわけにもなかなかまいらない。三十八年の選挙のときには、東京都の例でございませうが、墨田区などでは、初めの予定しましたポスターの揭示場が、相当大きなものを予定したのでございませうが、なお、候補者がたくさん出まして、追加してぶつたりなどいたしまして、たいへん物議をかもした例もございませう。そういう意味で、立候補の届け出と揭示する用意との關係をどのようにするか、これを今後、あまり不体裁にならずに合理的なことが可能なようにな、いろいろくふうを、私ももやつてみたいと思つております。いろいろ申し上げて恐縮なんでしょうが、將來ともこれがいい制度として育つていくように、私もぜひつとめてまいりたいという気持ちで、お話の趣旨にもちろん従つてもりでございますし、この考えは変わらなかつてもりでございます。

○田上松衛君 くだいようですけれども、いろいろ誤解があるわけですね。それから、局長、私が申し上げた趣旨をよくのみ込んでいられない点もあるかと思ひます。一番最後に言われた揭示場の準備等の問題ですが、私が言うのは、その問題はきわめて簡単だということです。あきのないようには全部埋めてしまふというのじゃないですよ。立ち会ひ演説会における演説順、あれはよく御承知でしょう。候補者が届け出ると同時に、順序をきめるのです。みんなが出そろつて立ち会ひ演説をさせないで待つておるなというようなばかげたことはできないから、直ちにその日をきめておいて抽せんさせるわけですね。そうしてさつ

き申し上げましたような甲乙丙丁、こうきまつていったならば、それが一段ずつ下がつていつてやるから、これは公平になつていくわけです。ある場所では、甲が一番、次の場所では、甲は二番になつておる。次の場所では、甲は三番になつておる。順々になつていくんですよ。ちつとも差がつかない。そこで一番最後にやつたのは、現実の場合には、これは順繰りになつていきますけれども、甲の場合においては、それは埋めて、一番つものところへそれが順次に持つていくということだから、全部の穴を、碁石を打つたようにあいてしまつておるところを埋めてしまふというのじゃない、片づけてしまふばみつともなくなつてくるというのですよ、私の申し上げた意味は。それで、それらの余白について、さつき申し上げたような、標語等を掲げるようなかつこうのいいものができるのじゃないか、こういう趣旨を申し上げたのであつて、その点についてもよくあれしめてもらいたい。

それから、揭示場の場所の問題、これはさつき申し上げたように、適當な場所——野つ原のわけのわからぬようなところに立つてゐるというの、これはしょうがないなと思ふのですが、位置は、これはしょうがないなと思ふのですが、位置は、じゃなくて、公の施設——公会堂、さきに申し上げた学校だ、警察だ、さらには浴場だというふうな、多くの人々が入り出し、そして、学校の生徒、子供たちまで、町のふろに行くおかみさんたちまでが、やはり選挙を知つていくようなぐあい、口ひのぼるやうにしてみたらいいじゃないかと思ふ。いまのあれではどうかという、たとえば、一軒のふろ屋が特定の候補者だけに、貸してくれぬかと言われれば、いやと言えぬから張らせる。そうすると、そこで、特定の候補者だけが非常に有利になつてしまふという面から出てきてしまふのです。そうじゃなく、そこを五人の候補者、七人の候補者が、同じやうなぐあいにやつていくならば、一番初めにあなたが話された、何かしらん特定の候補者のみが有利だと不利だとかというやうな点、そんなものは同時に解消されていくとい

うようなこともあるうじゃないか。そして、さらには、選挙はこわがるものじゃないという意味で、交番の揭示にまでそういうものを置くやうに、そういうくふうをしていくところまで掘り下げて、ひとつお考え願えないかということ。そういう問題はできるだけ費用を少なくしつつ、効果のあるやうに、そして、その反面に選挙が腐敗しないやうな方法をあわせ考へていくというやうなことを、真剣にひとつ御苦労をいただけないか、こう申し上げておるのであつて、あなたと何かしらんところで議論したりなんかする趣旨じゃないのですから、その点ひとつ、十分善意に受け取つて研究を遂げてもらいたい。こう要請するんです。

○松本賢一君 関連して。ひとつ資料をつくつて出したいたがたいのですが、今度、次までに、ポスターの揭示が、今度の参議院の選挙の場合、こういうことになると思ふのです。地方区の候補者は、公営揭示場だけ張れる、そうすると、全国区の候補者は、公営揭示場がなく、従来どおりのやうな揭示のしかたばかりということになるわけですね、そうでしょう。どうなんですか、それは。

○政府委員(長野士郎君) お話のとおりでございます。○松本賢一君 そうですね。そこで、東京でもどこでもいいですが、全国、全体ということができれば、それでいいのですが、たとえば全国の総平均で、その一つの投票区に対して、地方区の候補者は、公営揭示場平均七カ所なら七カ所張れる。全国区の候補者は、一体どのくらいの平均数になるかということが、概略がわかればと思ふのです。○委員(白木義一郎君) 速記をとめて。〔午後三時二十九分速記中止〕〔午後三時四十三分速記開始〕○委員長(白木義一郎君) 速記をつけて。松本委員の資料をひとつ次の委員会までに御提出願ひます。

私は、ちょっとお尋ねしたいのですが、補充選挙人名簿の登録ですが、現在、住民登録を必要としない役所とそれから住民登録を持ってこないと受けつけない役所、こういう差別があるようになってきているのですが、自治省のほうとしてはどういうような方針あるいは指導をされているか、それだけ伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) 公職選挙法の——ちょっといま条文が出てまいりませんが、公職選挙法の中では住民登録との関係において合わせるようなことを考慮しろというような規則がたしかあったと思ひます。しかしながら、現在におきましては、現行法におきましては、住民登録法による住民登録の申し出と選挙人名簿に登録される要件とは決して結びついておるわけではございません。

○委員長(白木義一郎君) その件について、そういうふうな末端の役所では足並みがそろっていないわけですが、自治省のほうとしては、統一して、登録しなければ、住民登録を持ってこなければ登録しないとか、あるいはその必要なしとか、どちらかに統一するような考えはお持ちですか。

○政府委員(長野士郎君) ただ住所を移転した場合の、住所が移つたと、新しい住所地に住所が移転したということを証明する資料といたしまして、住民登録による新しい住所地における登録が済ましているということになれば、そういうものは公の一つの資料でございますので、住所を移転したという資料としての、何というか、有力な資料になるということで扱つておる点はあるだろうと思ひます。ただし、住民登録をしておりません、実際に住所を移したかどうかという問題で、実態と必ずしも合致ぬ場合もこれはあるかもしれません。それから住民登録をしておりませんが、していないということについて、別の制裁なり拘束があることは別問題といたしまして、実際に当該本人が住所をその土地に移してあるということも、これはあり得るわけでありま

す。選挙権の要件といたしましては、その市町村

に三カ月以来住所を有するというのが要件でございますから、住民登録をかりにしておりませんが、住所を持つておるといふことが何人にも認められるような状態であれば、それについてその説明が必要かと思ひますけれども、あればそれは当然選挙人名簿に載る、住民登録があればその点でも説明が非常にならざると思ひますが、住所を移した有力な資料を提供しておるといふことになると思ひます。

○委員長(白木義一郎君) 本案については、本日の審査はこの程度にいたします。次回は三月二十三日、火曜日、午後一時に開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二日)

昭和四十年三月二十五日印刷

昭和四十年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局